

災害に便乗した悪質商法

事例

大雨の後、雨漏りがあったので訪問業者に屋根の無料点検をしてもらいました。瓦に割れなどがあるので至急修理が必要と契約を勧められていますが、大丈夫でしょうか。(70才代、女性)

アドバイス

地震や大雨などの自然災害の後、一刻も早く自宅を修理したい、普段の生活に戻りたい、という消費者の気持ちに付け込む悪質商法が発生しています。例えば

- ・雨漏りで屋根の葺き替えがすぐ必要と迫られた。
- ・床下浸水のため高額な乾燥剤や床下換気扇の契約を勧められた。
- ・外壁の補修工事をしたが不十分な工事だ。



修理工事等の契約は即断せず、慎重に対応しましょう。契約後、クーリング・オフができる場合もあります。

- ☆ 消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が相談・助言・事業者へのあっせんなどのトラブルの解決に向けたお手伝いをしています。
- ☆ 消費生活センターへの相談は、新たな消費者被害の防止に役立っています。



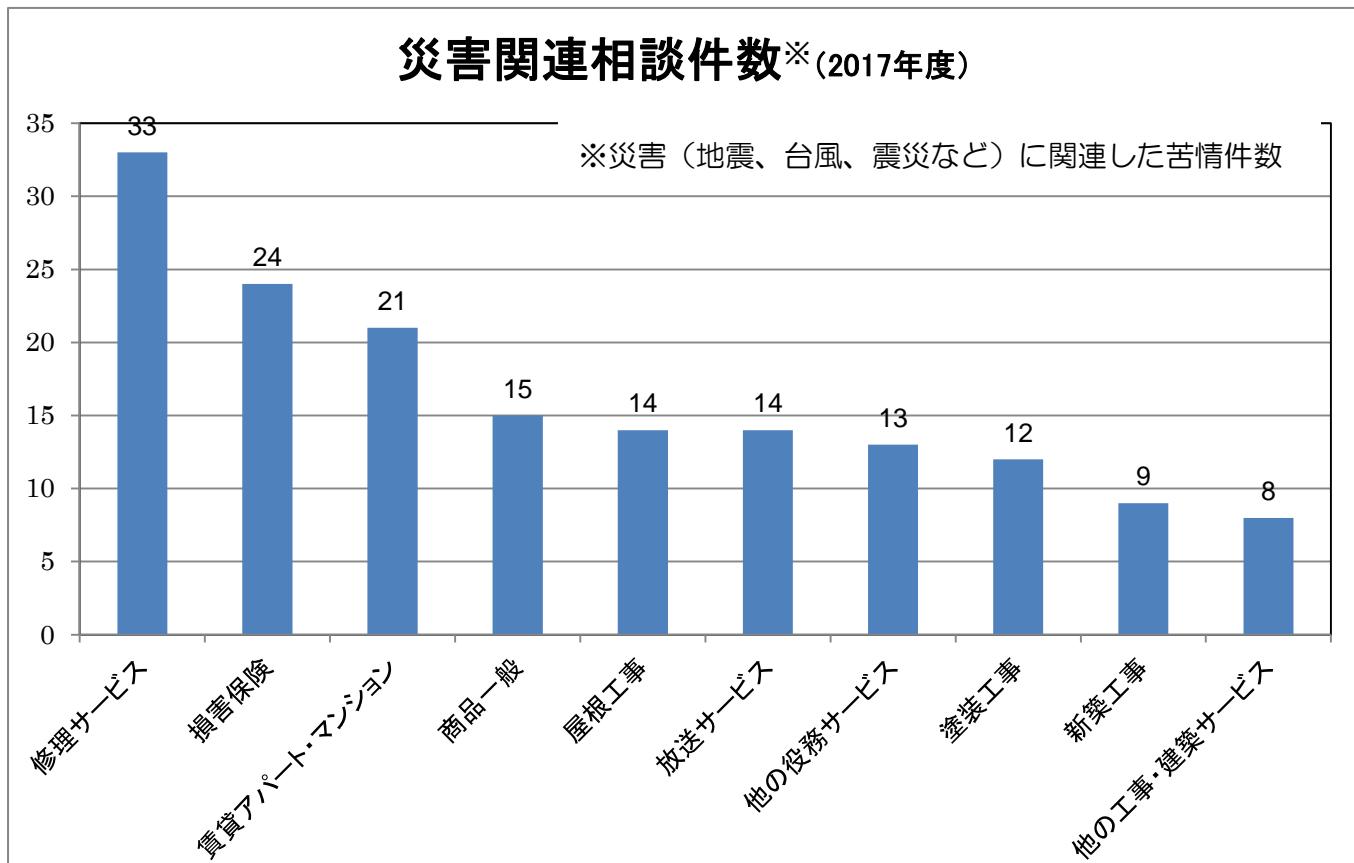
兵庫県立消費生活総合センター 企画研修課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL: 078-302-4000

【消費生活相談: 078-303-0999】

【参考データ】



修理サービス：増改築工事、屋根工事、壁工事、耐震工事など（部分的修理・工事）

屋根工事：全面的葺き替え工事（大規模工事）

【主な事例】

屋根工事

「隣の家で工事をしていたらお宅の屋根瓦が浮いているのが見えた。瓦が落ちて通行人にケガをさせたり、迷惑をかけることになる。他の業者なら10万円はかかるが、1万円ぐらいで工事はする。」と訪問があった。瓦の状態を実際見たわけでもなく、知らない業者なので不安だ。 (80代 女性)



床下工事

「床下の無料点検をします」と業者の訪問があった。昔、床下換気扇とシロアリ駆除をしたことがあったので、当時の業者と思い点検してもらったところ、床下が大変湿気ているということで新たに床下換気扇を施工してもらい35万円支払った。一ヶ月後の点検時に領収書が渡される予定が、何の連絡もない。昔の業者は倒産していることが後でわかった。 (80代 女性)

※ 災害の寄付を募る電話等について相談があります。寄付をする場合には、募っている団体等の活動状況や使途をよく確認しましょう。